

2025（令和7）年度
公正採用選考人権啓発推進員研集会

部落問題と公正採用選考

2025年9月9日(火)、
松任文化会館ピーノ
石川県同和教育研究協議会
山口 了 Satoru

石川県同和教育研究協議会

1991年7月10日結成

スローガン

- 差別の現実に深く学び、生活を高め、未来を保障する教育の確立を！
- 差別を見抜き、差別を許さない同和教育を石川の地に！

はじめに①

同和教育とは

- 歴史的差別されてきた人々(江戸時代の身分制のため)住んでいた地域このような 差別 を受けてきた人々が住んでいる地域は、「被差別部落」や「同和地区」と呼ばれました。この日本固有の人権問題を「部落差別（同和問題）」と呼んでいます。
- 被差別部落の出身であることやそこでの居住を理由に、社会的に差別され、長年にわたり就労などの機会が阻害されるなどの、不当な扱いを受けている人々がいます。
- **部落差別を無くすための教育**を同和教育と言います。

はじめに②

部落問題の歴史

室町時代

小学校の
教科書から

文化

石と砂で世界を表す

～龍安寺の石庭～

京都の龍安寺には、^{かれさんすい}枯山水という石と砂^{すな}で山や水などを表す様式の石庭があります。庭づくりでは、身分のうえで差別されてきた人たちが活やくしました。室町時代につくられた数々の庭園は、今も人

人の心をとらえ、季節ごとに多くの人がおとずれます。

➡ ⑥ 龍安寺の
石庭 世界遺産



江戸時代

差別された人々

百姓や町人などの身分とは別に、えた身分やひにん身分の人々がいました。えた身分の人々は、農業を行って年貢を納めたほか、死んだ牛馬の解体や皮革業などで生活しました。また、犯罪者をとらえることや牢番など、役人の下働きも務めました。ひにん身分の人々も、役人の下働きや芸能などで生活しました。

かれらは、ほかの身分の人々から厳しく差別され、村の運営や祭りにも参加できませんでした。幕府や藩は、かれらの住む場所や職業を制限し、服装などの規制を行いました。そのため、かれらに対する差別意識が強まりました。

雪駄作り



雪駄作り(大阪人権博物館蔵) 人気のはき物だった雪駄は、材料に牛や馬の革が使われ、主に、差別された人たちによって作られていました。

① 畑の年貢は、お金や収穫物で納められることもありました。

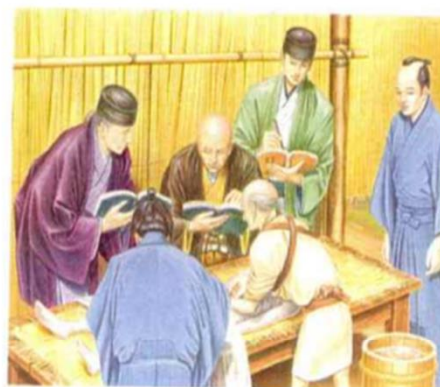
↑③二つの解剖図 左はこの当時使われていた中国から伝わった医学書で、右は「解体新書」の解剖図です。

医学を支えた人々

玄白があらわした「蘭学事始」^{らんがくことしじ}という本には、「解体新書」^{かいはいしやう}をほん訳した苦心と、人体の解剖を初めて見たときの感動が記されています。

玄白は、解剖を見学したとき、見比べていたオランダ語の解剖図が正確にえがかれているのにおどろいた、と書き残しています。

また、このとき解剖をして内臓の説明^{ないぞう}をした人は、身分制度のもとで百姓^{ひやくしやう}や町人^{ちやうじん}とは別に厳しく差別されてきた人^{あひ}でした。このような人が、すぐれた解剖の技術を生かして、このころの医学を支えていました。



←④解剖の様子(想像図)



↑⑤ほん訳の苦労

中学校の教科書から

歴史に
アクセス

渋染一揆

人権
平和

財政難に苦しんでいた岡山藩は、1855年、領内に29か条の俵約令を出しました。その中には、えた身分だけに出された命令があり、衣類を渋染か藍染に限るなど、ほかの百姓と別あつかいにするものでした。

かれらは、自分たちは農業にはげみ、年貢も納め、悪人の取りしまりの務めも果たしているのに、このような差別を受けることは我慢できないと、領内53か村が嘆願書を出しました。そのうち約半分の村から千数百人が立ち上がり、藩の役人と交渉し、ついに嘆願書を受理させました。このため、藩は俵約令を実施しませんでした。



6 岡山藩の俵約令 (部分要約)

- えた身分の衣類は、無紋・渋染・藍染に限る。しかし、当分の間は、今ある粗末な木綿着なら許す。ただし、紋付きの着用は禁じる。
- 雨天のとき、村内の知り合いの家に行く場合、泥足では相手も迷惑だろうから、くりの木の下駄をはいてもよい。しかし、顔見知りの百姓に出会ったら下駄をぬいでお辞儀をせよ。他村など遠方へ行く場合の下駄ばきは許さない。

小学校の教科書から

本当の平等を求めて

身分制度が改められた後も、^{てん}天^{のう}皇の一族は皇族、^{こうぞく}公家や^{くげ}大名は華族、^{しぞく}武士は士族、^{へいみん}そのほかは平民という新しい形で身分のちがいは残されました。

また、長い間差別に苦しめられてきた人々に対して、政府は差別をなくすための政策や生活の改善を行いませんでした。そのため、

望んだ仕事につくことや教育を受けることは難しく、^{むずか}苦しい生活の中で^{けっこん}結婚や^{しゅうしょく}就職、^{じゅうきょ}住む場所など、日常生活でのさまざまな差別が新しい形で残されました。こうした状況に対して、これらの人々は、解放の法令を機に、自らの力で差別をなくす運動を進めていきました。



↑ ③ 身分のちがいがなくなったことを示す絵

賤民廃止令

布告

穢多・非人等の称廃せられ候条、自今身分・職業共平民同様たるべき事

同上府県へ

穢多・非人等の称廃せられ候条、一般民籍に編入し、身分・職業共都て同一に相成り候様取り扱いべし、尤（もつとも）地租其外除けんの仕来りもこれありそうらはば、引き直し方見込み取り調べ、大蔵省へ伺出べき事

明治4（1871）年8月28日公布

『太政官日誌』 明治4年第61号

水平社の運動

また、明治めいじに入いって身分制度が改められてからも、就職しゅうしょくや結婚けっこんなどで差別され、苦しめられてきた人々ぜんこくすいへいしやは全国水平社をつくり、差別をなくす運動に立ち上がりました。

小学校の教科書から

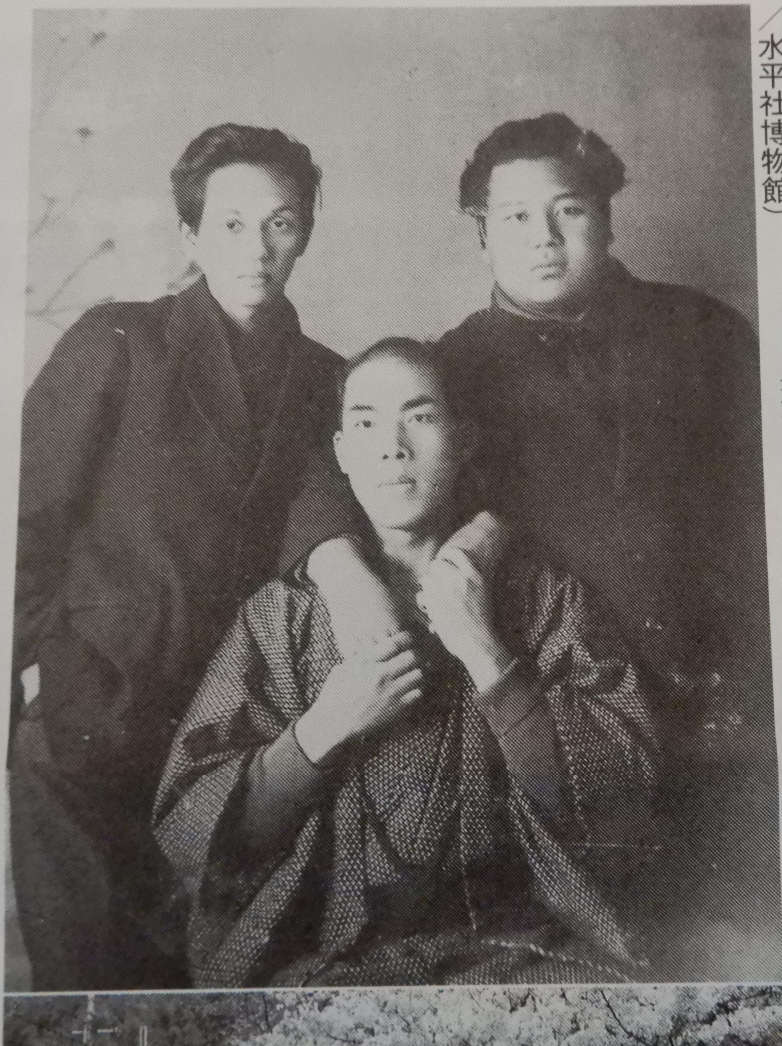
山田やまだ少年の差別をなくすうったえ

1922年3月、京都市きょうと岡崎おかざきの公会堂で、全国水平社そうりつの創立大会が開かれました。この大会では、人間を差別する言動はいっさい許さない、と決議され、各地から集まった代表者たちは、その喜びと決意を口々に述べました。少年代表者である16才の山田少年は、差別の現実を報告し、「差別を打ち破りましょう。そして光り輝く新しい世の中にしましょう。」とよびかけました。

➡ 10 演説する山田少年 (1924年、大阪おおさか市)



THE SH
 起草した西光万吉（左）。
 右は大会で「宣言」を朗
 読した水平社の駒井喜作
 （1922年撮影、写真
 記録 全国水平社「掲載」。
 写真下・水平社を結成し
 た西光らの出身地、奈良
 県御所市には水平社宣言
 50周年を記念し、「宣言」
 と荊冠旗を刻んだ碑が建
 立されている。（写真提供
 水平社博物館）



一部落差別の解消の
 に関する法律」が公布・
 施行された。同法は「現
 在もなお部落差別が存在
 する」と認め、「部落差別
 の解消を推進し、もって
 部落差別のない社会を实
 現する」と明記。第3条

以下で「相談体
 実」、「教育及び啓
 施」等の施策を挙
 る。
 だがそれから5
 経った現在も、「部
 の解消」は展望が

『俳句界』の連載対談「佐高
 信の甘口でコンニチハ！」の3
 月号では私の半生を

98

たので、
 やり取りが

綱 領

- 一、特殊部落民は部落民自身の行動によつて絶対の解放を期す
- 一、吾々特殊部落民は絶対に經濟の自由と職業の自由を社會に要求し以て獲得を期す
- 一、吾等は人間性の原理に覺醒し人類最高の完成に向つて突進す

宣 言

全國に散在する吾々特殊部落民よ團結せよ。

長い間處められて来た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法で、多くの人々によつてなされた吾等の爲めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によつて、又他の人々によつて毎に人間を冒瀆されてゐた罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を勵むかの如き運動は、かへつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、實行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剣と報酬として、生々しき人間の皮を剝取られ、ケモノの心臓を鋭く代償として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわらうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者が、その荆冠を祝福される時が来たのだ。

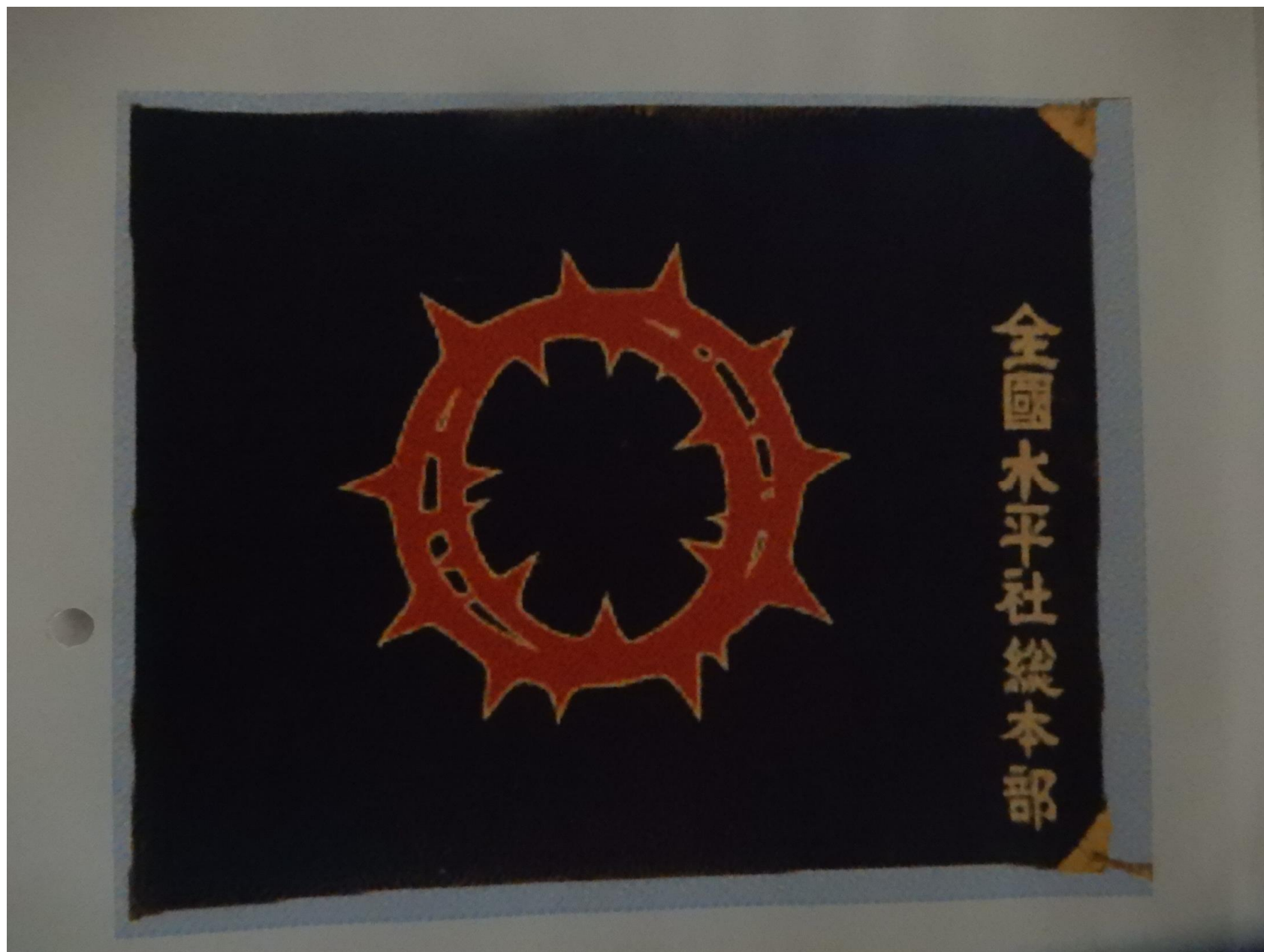
吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。

吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲によつて、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか。人間を勵はる事が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱き光を願求禮讃するものである。

水平社は、かくして生れた。
人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月

水平社





同和対策審議会 答申 1965(昭和40)年

- **同和問題の「早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題」(2頁)とあります。**
- これを受け1972年から小・中学校の歴史教科書に部落問題が記載されるようになりました。当初は子どもたちが遊びの中で差別的に使われたこともありましたが、1990年以降は研究成果を取り入れた記述になって改善されています。小・中学校でしっかりと学習が進めば部落問題に関する知識は格段に増えると思います。歴史学習は小学校では6年の学習です。六年生の担任が背負っています。中学校では社会科の担当です。

部落差別解消の推進に関する法律

- ・ 現在もなお部落差別が存在する
- ・ 部落差別は許されない
- ・ 国民の理解を深めるように努め、部落差別のない社会を実現する
- ・ 相談体制の充実、教育啓発活動
- ・ 差別の実態調査（国や地方公共団体）

これは、2016年12月 施行されました

短い法律ですが、現在もなお部落差別が存在することを語っています。

年表

- 1871年 解放令
- 1920年 ツバメ会
- 22年 全国水平社結成
- 23年 高松差別裁判事件
- 36年 松本治一郎衆議院当選
- 45年 敗戦
- 46年 部落解放委員会
- 51年 オールロマンス事件
- 55年 部落解放同盟
- 63年 高知県から教科書無償化運動
- 65年 同和対策審議会答申
- 66年 解放奨学金制度
- 2004年まで
- 69年 同和対策事業特別措置法
- 70年 正常化運動
- 73年 全国高校統一応募書類
- 75年 部落地名総鑑の発覚
- 77年 狭山事件 埼玉県 石川一雄さん
- 2000年 人権教育・啓発推進法施行
- 2016年 部落差別解消推進法成立

加賀藩には被差別部落がなかったのか

- No！ 「藤内」、「皮多」と呼ばれ

差別されていた人々がいた。石川県は部落問題（同和問題）同和地区はないとしていたが、部落差別の事例が歴史的にも今日的にもあることを認め部落差別の解消に努力しています。

また、職業においては、主に死牛馬の処理や革製品
の製造（皮多）や役人の配下（藤内）として、
年貢の取り立てや刑の執行、百姓一揆の鎮圧にも
使われ、

例えば和太鼓や門付芸などの豊かな伝統
文化をはぐくみ、社会的に必要とされる
仕事や、新しい産業・芸術の発達を担っ
ている（藤内）ことも多く見られました。

石川県での出来事 ①

- 1961（昭和36）部
落はない、歴史的に存在し
ていた1が差別事件もない
石川県の見解
- 1979（昭和54）温泉
仲居丹前事件
- 1981（昭和56）部落
地名総監の購入、石川県同
和対策室設置
- 1993（平成5）意識調
査を実施
- 1994（平成6）七尾パ
ソコン通信事件、
新規高校卒業者の採用試験
で差別質問が多数あり
- 同年7月12日太田芳枝副
知事の退任時の発言
- 1995（平成6）民生委
員の発言「加賀に非人な
し」

小松市『安宅町文書』

□□と表示

石川県での出来事 ②

• 1996（平成7）7月
差別されている地区が県
内に存在するとの認識

• 1997（平成8）河川
敷に放置された墓を卯辰
山へ移送

• 2007（平成18）
全国人権・同和第59回
研究大会

• 2011
金沢市の中学校での関西
への修学旅行の事前指導
の会で

• 2021県立高等学校
の入試問題「一休話」

朝日新聞
1995
年11月17日

「県民の人権意識 全国に比べ不足」

同和問題で県が踏み込んだ見解

「就職」など差別事件続発

県、「啓発」に力注ぐ

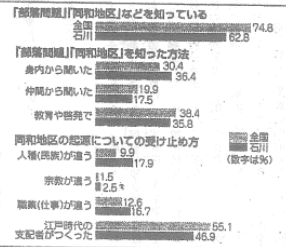
【石川】県民の人権意識が、全国に比べて不足していることが、県がまとめた調査で明らかになった。同和問題の深刻化を受けて、県は「啓発」に力を入れ、差別事件の発生を抑えようとしている。



県は、同和問題の深刻化を受けて、県民の人権意識を高めるための調査を実施した。調査の結果、県民の人権意識は、全国に比べて不足していることが明らかになった。同和問題の深刻化を受けて、県は「啓発」に力を入れ、差別事件の発生を抑えようとしている。

同和問題の深刻化を受けて、県は「啓発」に力を入れ、差別事件の発生を抑えようとしている。調査の結果、県民の人権意識は、全国に比べて不足していることが明らかになった。

同和問題の深刻化を受けて、県は「啓発」に力を入れ、差別事件の発生を抑えようとしている。調査の結果、県民の人権意識は、全国に比べて不足していることが明らかになった。



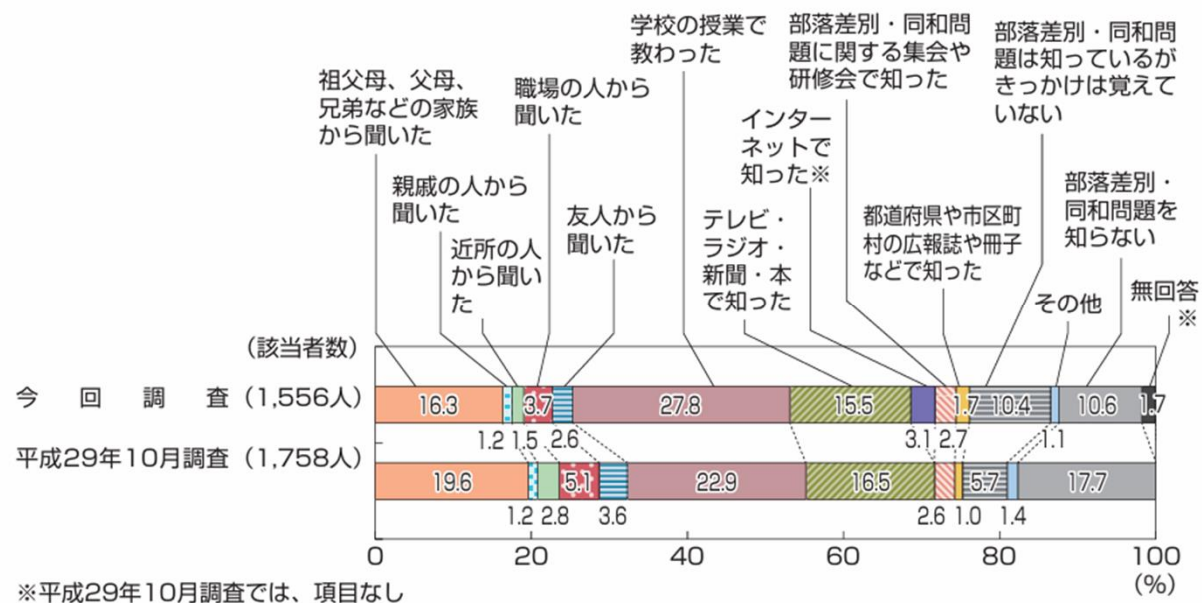
朝日新聞石川版 1995年11月17日付

部落差別（同和問題）について

- 問21 あなたは、日本の社会に「被差別部落」「同和地区」などと呼ばれて差別を受けている地域があること、あるいは「部落差別（同和問題）」といわれる差別問題があることを知っていますか。

①よく知っている	29.0%
②聞いたことはある	28.7%
③知らない	38.4%

人権意識調査 令和4 (2022) 年 内閣府



24 / 7 / 9 朝日新聞

- 367カ所の地名を挙げ、写真と解説文で「部落は怖いというイメージをかき立て、差別を助長している」

被差別部落の情報 公開中止求め提訴

出版社代表がネット公開

被差別部落の地名や写真、生僻字などをネット上で公開する「差別の歴史」をめぐり、大阪府内の70代男性と部落解放同盟大阪府連合会が8日、出版社代表に公開中止を求め、大阪地裁に提訴した。

原告側は、被差別部落や差別などの写真もあり、差別の歴史を助長しているとして訴えた。被告は、差別の歴史を伝えるための資料として、差別の歴史を伝える必要があるとして訴えた。原告側は、差別の歴史を伝えるための資料として、差別の歴史を伝える必要があるとして訴えた。

提訴後に発見した原告側代理人の半井雅人弁護士は「多くの人は今も残る差別を恐れて名乗り出ることが難しい。この状況を救うのが司法の役割だ」と指摘した。出版社代表は「今後とも差別を減らしたい」と語り、「差別の歴史」を公開するつもりだ。

3. 最近のマスコミ報道から

身辺調査で戸籍不正取得疑い

金沢の行政書士ら逮捕

他人の戸籍を不正に取得したとして、愛知県警は10日、戸籍法と住民基本台帳法違反の疑いで、行政書士の小関裕一(46)＝金沢市有松2、名古屋市の探偵事務所代表の前田健治(40)＝同市中区大須3の両容疑者を逮捕した。

逮捕容疑では、共謀して2021年7月～昨年2月、行政書士などが第三者の戸籍などを取得する際に必要となる「職務上請求書」を不正に使用し、名古屋市

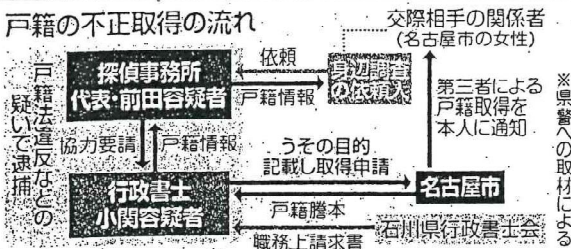
屋市などの男女6人の戸籍謄本や住民票の写し計10通を取得したとされる。県警は両容疑者の認否を明らかにしていない。

職務上請求書は弁護士や行政書士など8業種が、遺産分割などの受任業務を遂行する場合に使用が認められる。県警によると、依頼人から交際相手に関する身辺

調査などを請け負った前田容疑者が、小関容疑者に協力を要請。同容疑者は「婚前契約書作成」とその使用理由を記載し、戸籍謄本などを不正に請求していた。第三者が戸籍などを取得した際に、本人へ通知する制度がある名古屋市から女性に連絡が入り、今年1月に女性が県警に告発した。

県警は、両容疑者が遅くても17年ごろから同様の手法で不正取得を繰り返していたとみており、小関容疑者が21年3月～22年6月に使った請求書のうち、4割強の96枚が不正だった疑いがある。小関容疑者は、前田容疑者からの協力要請1件につき1万9千～2万8千円の報酬を得ていた。

小関容疑者は、不正取得を理由に昨年7月、石川県行政書士会から6カ月の会員権停止処分を受け、今年3月に退会した。



発覚の端緒 登録型通知 県内金沢のみ

この事件で容疑が発覚したのは、名古屋市が事前登録型の本人通知制度を導入し、被害者が事前に登録しており、第三者に住民票や戸籍謄本が交付された知らせが本人に届いたからだ。名古屋市と同じ事前登録

型の本人通知制度を導入しているのは石川、富山両県では、金沢市のみ。ほかの自治体で同様の不正取得があった場合、気づかない可能性はある。

金沢市は今年2月から、名古屋市と同じ事前登録型の本人通知制度を導入した。第三者や代理人が戸籍謄本や住民票などの写しを請求した場合、不正であることがわからず、翌日以降に本人に通知される。

金沢では、これまで被害告知型(事後通知型)とし

て、不正取得者が罰金や過料の処罰を受けた時や、不正取得を理由に懲戒の処分を受けた場合などの市民に連絡をしていたが、処分などがない限り、本人が把握するのが難しい。

小松市と羽咋市は事後通知型の本人通知制度を導入しているが、小松市で最

近通知した例はなく、羽咋市は通知したことはない。富山県内は本人通知制度を導入している自治体はない。

石川県行政書士会の幹部は「認識不足は人権侵害につながりかねない。処分者を出した以上、対応をより強化していく必要がある」

と話した。職務上請求書を悪用した個人情報不正取得は、2年前にも栃木県で類似した事件が摘発されており、日本行政書士会連合会が会員への倫理研修と職務上請求書のチェック体制を強化してきた。連合会によると、職務上請求書は1人が手元

石川県内の身元調査

「部落探訪」の掲載激化

- 「部落探訪」
- 全国422カ所（25年9月現在）
写真、動画で部落の暴露
- 隣保館、教育集会所、保育所
- 個人の表札、墓碑銘
- 「部落を見に行ってもらいたい」



NTT DOCOMO 97% 10:59

← 復刻 全国部落調査... 🔍 ➡



復刻 全国部落調査 (示現舎)

♡ いいね! 0 コメント 0

送料込み

¥3,500

売り切れました

← 復刻 全国部落調査... 🔍 ➡

商品の説明

ご覧いただきありがとうございます。

「全国部落調査」という古い本の復刻版となります。
元になった本との違いは、手書きではないこと、横書きであること、現在地が書かれてあることなどです。

以前Amazonで販売される予定でしたが、突然出版禁止となってしまう、現在も販売されていない幻の本です。（画像6枚目に当時の画像を載せています。）

示現舎が作成したデータのPDFを元にオンデマンド印刷で作成したものです。（複製の許可は不要と書いてあります。）
200ページほどあります。
画像で分かる通り背表紙が若干ずれています。
数年前に作成しましたが、こちらのものは持ち運んでいたためかなり状態が悪いです。

公正採用選考での問題

就職問題

1996年5月

公正採用選考人権啓発推進委員

企業内同和問題研修推進委員改

め

- 46年 部落解放委員会
- 51年 オールロマンス事件
- 55年 部落解放同盟
- 63年 高知県から教科書無償化運動
- 65年 同和对策審議会答申
- 69年 同和对策事業特別措置法
- 73年 全国高校統一応募書類
- 75年 部落地名総鑑の発覚
- 77年 企業内同和問題研修推進委員の設置(労働省)
100人以上の企業
- 78年 大坂同和問題企業連絡会
- 81年 労働大臣、地名総鑑の根絶を求める要請
- 85年 同和問題企業連絡会が全国集会を開催
- 96年 5月 地域改善対策協議会 人権啓発状の推進
- 8月 公正採用選考人権啓発推進委員

統一応募用紙の制定は1973(昭和48)年。

それ以前は、会社ごとに決めていた履歴書を使用。「社用紙」と呼ばれていた。

「社用紙」では

- ・戸籍筆頭者
- ・本籍地（地番まで記入）
- ・賞罰
- ・家族状況（家庭環境・親の職業も）
- ・住居（居住年数）
- ・資産
- ・収入
- ・自宅の畳の枚数

本人に責任のない事項

- ・知人・親友・保証人
- ・信仰宗教
- ・支持政党
- ・購読新聞

本来自由であるべき事項

などの記入欄があった。

1975年11月18日

部落地名総鑑(人事極秘・部落地名総鑑) の発覚

- ・大阪浪速区部落解放センター1通の匿名の封書が届く

- ・自分の勤務する会社に部落地名総鑑を購入しないかというダイレクトメールが送られてきているが、このようなことは許しがたいことだと思うので問題として取り上げてほしい。

- ・部落解放同盟大阪府連合会

12月8日記者会見

- ・その後

大臣談話

次官通達

- ・糾弾闘争

9種類

200冊購入

個人と企業

部落地名総鑑購入の動機

糾弾での反省文から

● 購入者は子ども頃から
● 周囲の人々や老人から部
落は怖いものだと言えら
れ、
月 77年3

● 信用を形成するもの、一
人一人の社員の人格と能
力にあると考えます。こ
れまでの人格や能力は社
員個人の努力や陶冶に
よって形成される以前
に、
● 80年11月
○ 信託銀行 2冊
購入し、コピーも取る東
京、大阪、旧都、神戸、
岡山に

- 1970年「広島県 統一応募用紙」が、
- 1971年「近畿統一応募用紙」(2月)が独自に作られる。
- **1973年 全国高校統一応募書類**
- 1996年 「**本籍地**」「**家族**」「**胸囲**」「**色覚**」欄が削除される。
- 「**保護者氏名**」欄に斜線を入れる運動が展開される **本人に責任のない事項**
- 2005年 「保護者氏名」欄が削除される。

- 2025年 「性別」 「趣味・特技」 欄
削除。
- 「性別」 欄が削除

公正採用選考での問題点

- 面接の目的 意思疎通を図る
- 面接時の質問事項
職務遂行に関わる適性、能力
差別につながるもの
本人に責任のない事項
本来自由であるべき事項
- 面接担当者に求められる姿勢等
- ①人権尊重の精神と人権・差別に関する見識
- ②応募者の潜在的な可能性を見いだす
- ③複数で

『公正な採用選考をめざして』

厚生労働省 33 34 頁

公正採用選考 人権啓発推進委員

1977年12月16日

企業内同和問題研修推進委員 の設置をもとめる

(労働省)

- 職業選択の自由（就職の機会均等）
- 自分の適性・能力に応じて職業を選ぶ
- 就職差別を未然に防止する
本人に責任のない事項
親の職業、家族の状況
- 本来自由であるべき事項
思想・信条
- 推進委員が中心となって
人権問題についての正しい理解
差別のない公正な採用
その環境作りを

面接官が聞いてはいけない質問だと思うもの(2019年・連合)

